

福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱

平成3年4月1日2農技第1057号、2環審第55号
平成3年10月1日3農技第564号、3環審第51号
平成5年3月1日4農技第751号、4環審第54号
平成9年7月24日9農技植第47号、9環審第14号
平成14年3月18日13農技植第139号、13環審水第175号
平成20年3月31日19農技第7359号、19環審第2935号
平成22年10月29日22農安第1609号、22環審第1231号
平成24年11月12日24食地産第2057号、24環審第2512号
平成25年10月1日25食地産第1436号、25環審第2152号
平成26年4月25日26食地産第6号、26環審第88号
平成29年5月31日29食地産第212号、29環審第144号
平成30年12月25日30食産地第1909号、30環審第2456号
令和2年5月15日2食地産第36号、2環審第146号
令和2年12月28日2食地産第2844号、2環審第2422号
令和8年5月15日8食地産第364号、8水大第473号

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理を確保するために必要な事項を定め、もつて農薬による被害を防止するとともに、周辺環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に規定する農薬をいう。
- 2 この要綱において、「ゴルフ場」とは、県内において野外にホールを有し、ホールの数が6ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値がおおむね70メートル以上の施設をいう。
- 3 この要綱において「事業者」とは、前項に定めるゴルフ場を開設し、営業を行っている者をいう。

(登録農薬の使用)

- 第3条 事業者は、農薬を使用する場合は、法の規定に基づく農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用し、適用病害虫の範囲、使用方法、使用上の注意事項その他表示事項を遵守するものとする。
- 2 事業者は、前年に使用した農薬の使用状況について、使用期日、名称、場所、面積（様式第1号）及び農薬使用状況集計表（様式第2号）により報告するものとする。

(農薬の購入)

第4条 事業者は、農薬を購入するときは、法に基づく届出、その他法令に基づく許可等を受けた農薬販売業者から購入するものとする。

(防除業務の外部委託)

第5条 事業者は、病害虫及び雑草等の防除業務を外部委託するときは、防除業者の業務実施について、指導、監督に当たるものとする

(農薬の適正使用)

第6条 事業者は、病害虫・雑草防除に当たっては、農薬使用のみに頼ることなく、県が作成する「芝草病害虫・雑草防除の手引き」等に基づき、ゴルフ場で使用する農薬を最小量にとどめるよう努めるものとする。

2 事業者は、病害虫、雑草の発生状況を常時把握し、農薬の防除効果及び作用特性等のほか、毒性及び魚毒性に留意し、周辺環境に与える影響等を十分考慮して農薬選定を行うものとする。

(危被害の防止対策)

第7条 事業者は、農薬を使用するときは、気象条件、地形、周辺の利水状況等の環境条件に十分配慮し、周辺住民、水域の生活環境動植物、水道水源、農作物、ゴルフ場利用者、農薬散布従事者等に対する危被害防止対策を講じるものとする。

2 事業者は、農薬の流出、飛散等により危被害等が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、直ちに別表第1の連絡体制に示した関係機関に通報するとともに、速やかに原因を究明し、適切な措置を講じるものとする。

(農薬の保管、管理)

第8条 事業者は、農薬の盗難、紛失、流出、飛散等を防止するため、施錠のできる保管庫を設け、適正な農薬の保管、管理に努めるものとする。

2 購入する農薬は、必要最小量を心掛け、正確に記帳した農薬受払簿等を備え、3年間保存するものとする。

3 事業者は、使い残した農薬及び空き容器等は適切に処理するものとする。

(農薬取扱責任者)

第9条 事業者は、当該ゴルフ場の職員の中から農薬使用及び管理責任者（以下「取扱責任者」という。）を選任し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管、管理を行わせるものとする。

2 事業者が取扱責任者を選任又は変更したときは、速やかに農薬取扱責任者選任（変更）報告書（様式第3号）により報告するものとする。

3 取扱責任者は、「福岡県農薬指導士認定事業実施要領（昭和62年11月6日施行）」に基づく農薬指導士の認定を受けた者とする。

(農薬使用計画の策定)

第10条 事業者は、あらかじめ年間の農薬使用計画を策定し、農薬使用・水質自主検査実施計画書（様式第4号）により報告するものとする。

(排水水質の指針値)

第11条 ゴルフ場の排水口における排水水質は、以下に定める水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

①水濁指針値

別表第2に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号）において定める基準値（以下「水濁基準値」という。）が設定されているものについては、その値を10倍した値を水濁指針値とする。

②水産指針値

農薬取締法第4条第1項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号イの基準（以下「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」という。）において定める基準値（以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬については、その値を10倍した値を水産指針値とする。

- 2 水濁基準値および水産指針値が設定又は改正された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。
- 3 水道水源等の水質に影響を及ぼすと認められるゴルフ場の排水水質にあつては、水濁指針値に10分の1を乗じて得た値（以下「目標値」という。）を超えないこととする。

（水質の自主検査の実施）

第12条 事業者は、排水水質が前条に規定する水濁指針値、水産指針値及び目標値を超えないよう水質検査を自主的に実施し、排水水質の把握及び監視に努めるものとする。

- 2 事業者は、水質検査結果が水濁指針値、水産指針値又は目標値を超えたときは、直ちに別表第1の連絡体制に示した関係機関に報告するとともに、速やかに原因を究明し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、あらかじめ年間の水質自主検査実施計画を策定し、農薬使用・水質自主検査実施計画書（様式第4号）により報告するものとする。
- 4 事業者は、前項に定める自主検査実施計画に基づいて水質検査を実施し、その結果を水質検査結果表（様式第5号）により報告するものとする。
- 5 水質検査は、別に定めるゴルフ場農薬使用に係る水質検査・検体採取要領に基づいて実施するものとする。

（立入検査等）

第13条 福岡県知事（以下「知事」という。）は、この要綱に必要な範囲において、検査のために必要な場所に立ち入り、農薬受払簿、水質検査結果等の書類、排水及びその他必要な物件等の検査を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査のほか必要と認めるときは、事業者に対し報告を求めることができるものとする。
- 3 事業者は、前項の規定に基づく立入検査等に積極的に協力するものとする。

（指導、勧告等）

第14条 知事は、この要綱の施行に必要と認めるときは、事業者、農薬販売業者及び防除業者に対して改善の指導、助言又は勧告を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の事業者等が正当な理由なしに、知事が行う勧告に従わないときは、必要に応じて業者名及び内容等について公表する。

(報告期日、方法等)

第15条 次に掲げる報告は、農薬使用状況等報告書(様式第6号)により報告するものとし、報告期日は、毎年1月10日までとする。

(1) 前年(1月～12月)の農薬使用状況一覧表(様式第1号(第3条関係))

(2) 前年(1月～12月)の農薬使用状況集計表(様式第2号(第3条関係))

(3) 当該年(1月～12月)の農薬使用・水質自主検査実施計画書

(様式第4号(第10条、12条関係))

(4) 前年(1月～12月)の水質検査結果表(様式第5号(第12条関係))

2 この要綱に定める報告書は、すべて知事及び当該ゴルフ場の所在地を管轄する市町村長にそれぞれ2部提出するものとする。

(農薬安全使用研修等への参加)

第16条 事業者は、取扱責任者及びその他農薬の使用に従事する者を知事、団体等が行う農薬安全に関する研修会等に積極的に参加させ、また内部での研修等を実施するなど、農薬安全使用に係る知識及び技術の向上に努めるものとする。

(市長村長との連携)

第17条 知事は、ゴルフ場の農薬使用に関し、市町村長及び関係団体等と資料提供及び情報交換を行う等相互に密接な連携を図るものとする。

(補 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則(平成3年4月1日2農技第1057号、2環審第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(福岡県ゴルフ場農薬安全使用指針の廃止)

2 福岡県ゴルフ場農薬安全使用指針(平成元年9月6日施行)は、廃止する。

附 則(平成3年10月1日10農技第564号、10環審第51号)

(施行期日)

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月1日4農技第751号、4環審第5号)

(施行期日)

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則(平成9年7月24日9農技第47号、9環審第14号)

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月24日から施行する。

附 則(平成14年3月18日13農技第139号、13環審水第175号)

(施行期日)

この要綱は、平成14年3月18日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 19 農技第 7359 号、19 環 保第 2935 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 29 日 22 農安第 1609 号、22 環 保第 1231 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 12 日 24 食地産第 2057 号、24 環 保第 2512 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 11 月 12 日から施行し、平成 24 年度から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日 25 食地産第 1436 号、25 環 保第 2152 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 25 日 26 食地産第 6 号、26 環 保第 88 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 31 日 29 食地産第 212 号、29 環 保第 144 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 25 日 30 食地産第 1909 号、30 環 保第 2456 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日 2 食地産第 36 号、2 環 保第 146 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日 2 食地産第 2844 号、2 環 保第 2422 号）
（施行期日）

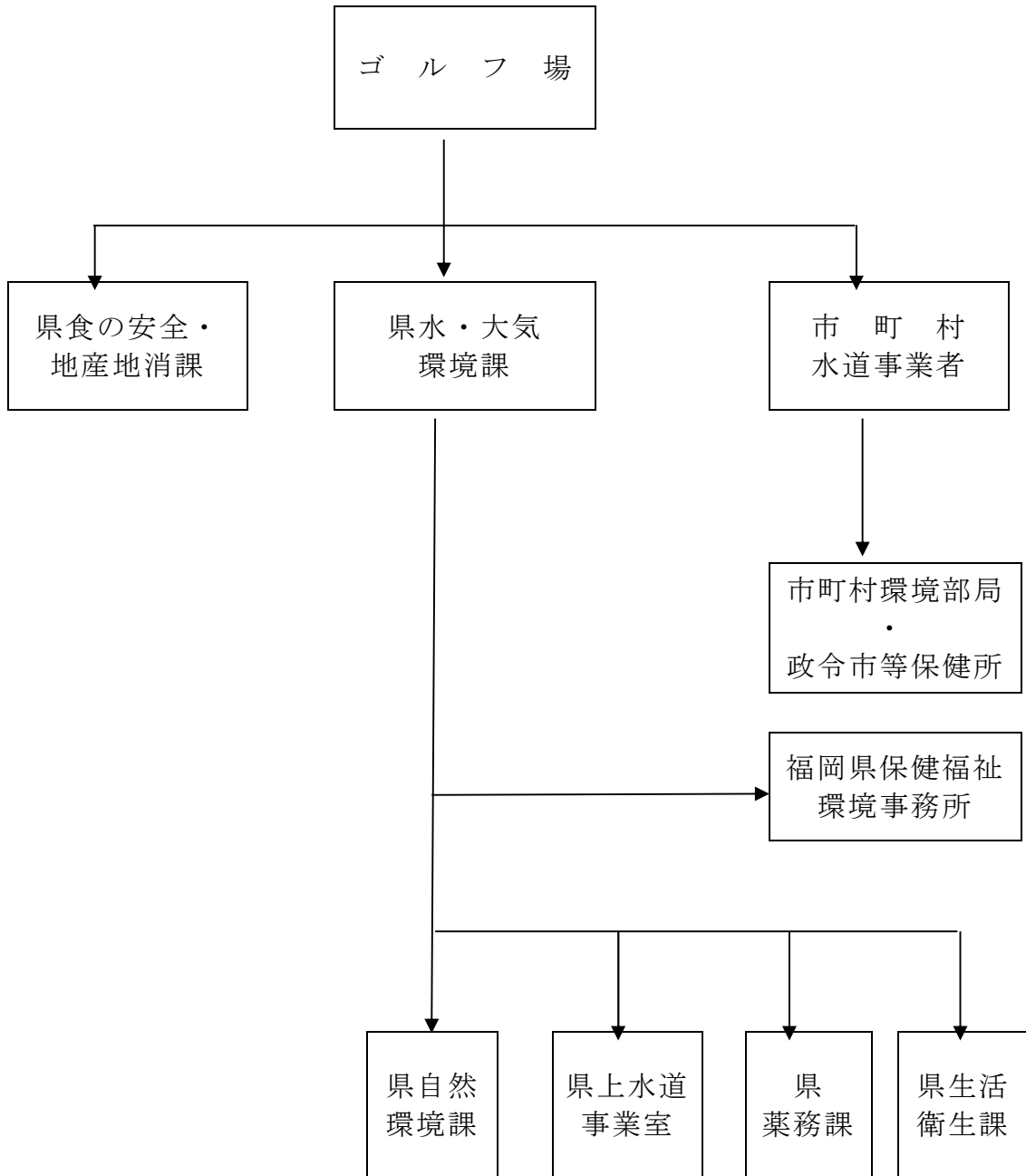
この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 15 日 8 食地産第 364 号、8 水大第 473 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。

別表第1（第7条、第12条関係）

危 被 害 等 発 生 時 の 連 絡 体 制



別表第2（第11条関係）

ゴルフ場排水口における排水水質の水濁指針値

| 農 薬 名 | 水濁指針値 (mg/L) |
|--------------------------------|----------------------|
| (殺虫剤) | |
| ダイアジノン | 0.05 |
| チオジカルブ | 0.8 |
| トリクロルホン (DEP) | 0.05 |
| ペルメトリン | 1 |
| ベンスルタップ | 0.9 |
| (殺菌剤) | |
| イプロジオン | 3 |
| イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩 | 0.06 (イミノクタジンとして) |
| シプロコナゾール | 0.3 |
| チウラム (チラム) | 0.2 |
| チオファネートメチル | 3 |
| トルクロホスメチル | 2 |
| バリダマイシン | 12 |
| ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール) | 1 |
| ベノミル | 0.2 |
| (除草剤) | |
| シクロスルファムロン | 0.8 |
| シマジン (CAT) | 0.03 |
| トリクロピル | 0.06 |
| ナプロパミド | 0.3 |
| フラザスルフロロン | 0.3 |
| MCPAイソプロピルアミン塩及び MCPAナトリウム塩 | 0.051 (MCPAとして) |

注1：表に記載の水濁指針値は以下の式から算出している。

$$\text{水濁指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍した値を水濁指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の水濁指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍した値を水濁指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ

(https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)

に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

様式第2号 (第3条関係)

農薬使用状況集計表

(芝・樹木・林・その他(花壇、駐車場等)) 使用場所に○印をつけてください

ゴルフ場名:

| 種類 | 農薬名 (商品名) | 対象病虫害(雑草)名 | 総使用量 (kg, リットル) | 使用延面積 (㎡) | 備考 |
|-----|--------------|------------|--------------------|--------------|----|
| 殺虫剤 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| 殺菌剤 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| 除草剤 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

注) 使用場所は、芝、樹木、林、その他(花壇、駐車場等) ごとに区分し、それぞれ別葉とする。

農薬取扱責任者選任（変更）報告書

年 月 日

福岡県知事殿

市町村長殿

所在地

ゴルフ場名

ゴルフ場支配人名

事業者名

（法人又は団体にあつては代表者名）

福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり
農薬取扱責任者を選任（変更）したので報告します。

記

1 氏名（年齢）

2 役職名

3 資格等

農薬指導士：認定日： 年 月 日

認定番号：第 号

その他農薬取扱に関する資格

4 選任（変更）年月日

水質検査結果表

| | |
|---------------|------|
| ゴルフ場名 | 分析機関 |
| 検体採取年月日 | 採取時刻 |
| 採取場所 | 水温 |
| 過去1週間の降雨の状況 | |
| 過去1か月に散布した農薬名 | |
| | |
| | |

結果

| 農薬名（成分名） | 分析結果（mg/ ） | 検出限界値 |
|----------|------------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※ 結果表は、排水口ごとに作成するものとする。

令和 年農薬使用状況等報告書

年 月 日

福岡県知事殿

市町村長殿

所在地

ゴルフ場名

ゴルフ場支配人名

事業者名

（法人又は団体にあつては代表者名）

福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱に基づき、農薬使用状況等を下記のとおり報告します。

記

- コース概要

| | | |
|-----------------------------|---|----------------|
| 敷地面積 | : | m ² |
| ホール数 | : | H |
| グリーン面積 (A) | : | m ² |
| ティー面積 (B) | : | m ² |
| フェアウェイ面積 (C) | : | m ² |
| ラフ面積 (D) | : | m ² |
| 芝面積合計 (A) + (B) + (C) + (D) | : | m ² |
| コース総延長 | : | m |
- 年農薬使用状況 別紙のとおり
(様式第1号及び様式第2号を添付)
- 年農薬使用・水質自主検査実施計画
別紙のとおり (様式第4号を添付)
- 年水質自主検査結果 別紙のとおり (様式第5号を添付)